

# 平成27年度都道府県単位保険料率

# 医療保険制度改革（案）のポイントについて

---

## 基本的な考え方

### 1．協会けんぽの国庫補助率の安定化と財政特例措置

国庫補助率の特例措置が平成26年度末で期限切れとなる協会けんぽについて、国庫補助率を当分の間16.4%と定め、その安定化を図る。

ただし、現下の経済情勢、財政状況等を踏まえ、準備金残高が法定準備金を超えて積み上がっていく場合に、新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する特例措置を講じる。

国庫補助の見直し

協会けんぽが今後保険料率を引き上げる場合は、他の健保組合の医療費や保険料率の動向を踏まえて、国庫補助率について検討し、必要があれば、措置を講じる。

### 2．高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

被用者保険者の後期高齢者支援金について、より負担能力に応じた負担とする観点から、総報酬割部分を平成27年度に2分の1、平成28年度に3分の2に引き上げ、平成29年度から全面総報酬割を実施する。

あわせて、全面総報酬割の実施時に、前期財政調整における前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、前期高齢者加入率を加味した調整方法に見直す。

# 協会けんぽの国庫補助率の安定化と財政特例措置

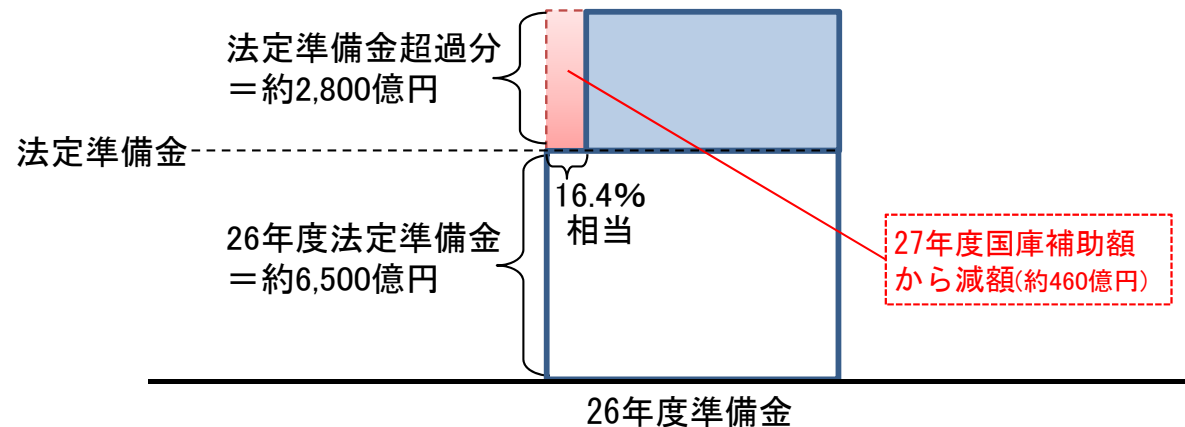
- 国庫補助率の特例措置が平成26年度までで期限切れとなる協会けんぽについて、国庫補助率を当分の間16.4%と定め、その安定化を図る。

ただし、現下の経済情勢、財政状況等を踏まえ、準備金残高が法定準備金を超えて積み上がっていく場合に、新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する特例措置を講じる。

	本則規定(健康保険法)	附則規定
現 行	16.4%~20%の範囲内で政令で定める割合	<b>当分の間 13%</b> (22年度~26年度まで16.4%)
見直し後	13%~20%の範囲内で政令で定める割合	<b>当分の間 16.4%</b> (期限の定めなし)

## 特例的な対応

- 27年度の国庫補助は、法定準備金を超過する準備金の16.4%相当を減額。



(※)28年度以降は、法定準備金を超過する準備金残高がある場合において、さらに準備金が積み上がるときは、さらに積み上がる分の16.4%相当を翌年度の国庫補助から減額。(積み上がる分は、現在の保険料率・国庫補助率を基礎に計算)

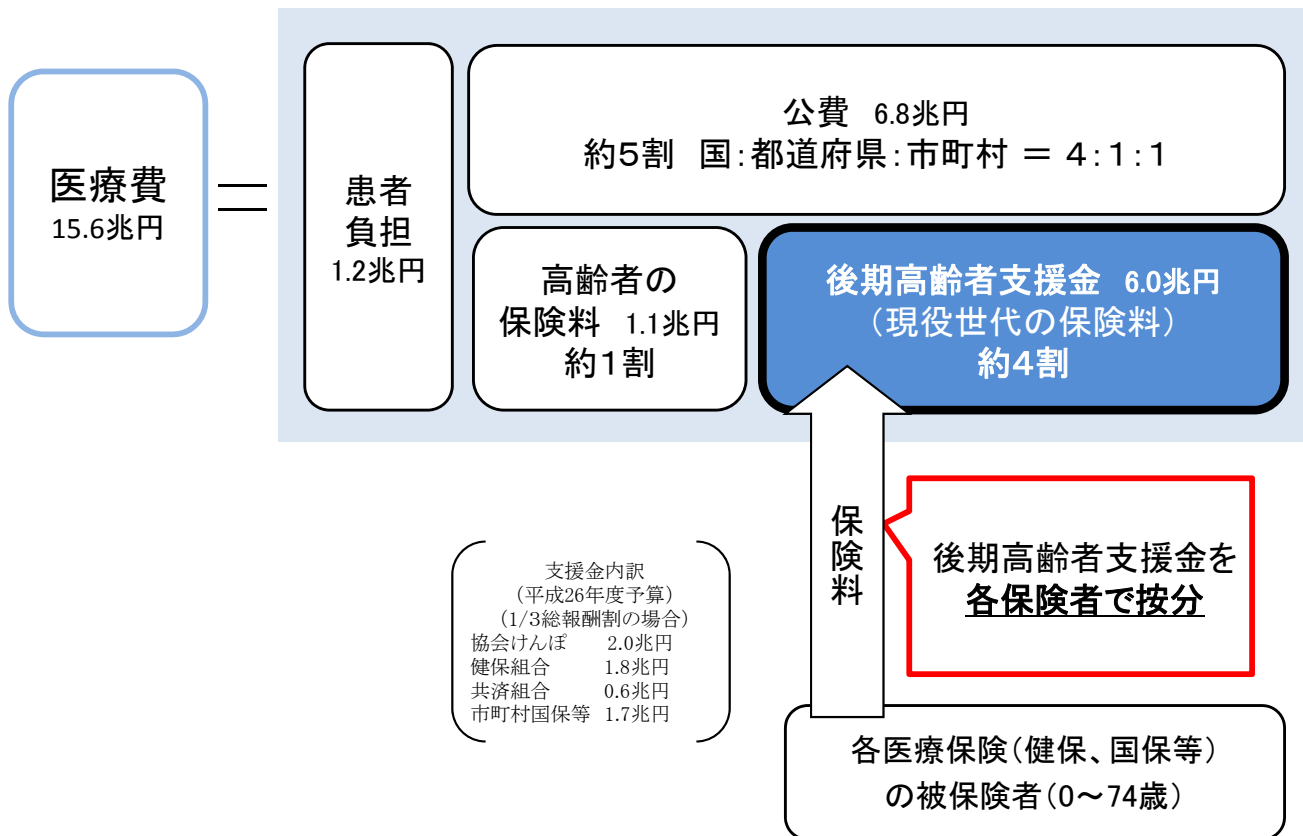
## 国庫補助の見直し

- **協会けんぽが今後保険料率を引き上げる場合は、他の健保組合の医療費や保険料率の動向等を踏まえて、国庫補助率について検討し、必要があれば、措置を講じる。**

# 高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

- **被用者保険者の後期高齢者支援金**について、より負担能力に応じた負担とする観点から、**総報酬割部分を平成27年度に2分の1、平成28年度に3分の2に引き上げ、平成29年度から全面総報酬割を実施**
- あわせて、全面総報酬割の実施時に、前期財政調整における前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、前期高齢者加入率を加味した調整方法に見直す

【後期高齢者医療制度の医療費の負担の仕組み】



後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施

〔保険者の総報酬額の多寡に応じて支援金を負担〕

被用者保険者間の格差解消

協会けんぽへの国庫補助額 ▲2400億円

支援金の減

支援金

支援金の増

支援金

・協会けんぽ  
・報酬水準の低い健保組合

・報酬水準の高い健保組合

・協会けんぽの収支見込み、及び  
平成27年度都道府県別保険料率に  
ついて(医療分)

## 協会けんぽの収支見込み(医療分)

(単位:億円)

		25年度	26年度	27年度	備 考
		決算	27年1月時点の見込み	政府予算案に基づく見込み	
収 入	保険料収入	74,878	77,055	78,520	25年度～27年度保険料率: 10.00%
	国庫補助等	12,194	12,568	11,820	
	その他	219	162	123	
	計	87,291	89,785	90,462	
支 出	保険給付費	48,980	50,531	52,509	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     拠出金等対前年度比                 </div> ⇒ +464 ⇒ +149 ⇒ ▲1,297 <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">} ▲ 684</div>
	老人保健拠出金	1	1	1	
	前期高齢者納付金	14,466	14,342	14,806	
	後期高齢者支援金	17,101	17,552	17,701	
	退職者給付拠出金	3,317	2,959	1,662	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,559	1,968	1,784	
	計	85,425	87,353	88,462	
単年度収支差		1,866	2,432	2,001	○27年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率: 9.74%
準備金残高		6,921	9,353	11,353	

(注) 1. 協会会計と国会計を合算して作成したもの。  
 2. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

# 1. 平成27年度の保険料率（医療分）について

---

## 基本的な考え方

### 1. 平均保険料率について

平均保険料率は10.00%

- ・平成27年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率は、9.74%となる見込みだが、今後の経済情勢が低位で推移した場合は保険料率を引き上げる必要が生じる見込み。

### 2. 都道府県単位保険料率について

各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す  
激変緩和率は3.0/10

- ・健康保険法施行令の規定により平成27年度は激変緩和率の拡大を行う必要が生じ、加えて、平成27年度の都道府県単位保険料率の算定においては、25年度に都道府県単位料率を凍結したことに伴う精算を行うことになっている。
- ・激変緩和措置は平成31年度までの措置となっており、それまでに激変緩和率を10/10にすることが必要。
- ・激変緩和率は3.0/10となる見込み。

平成26年12月26日、厚生労働省保険局長に対し「激変緩和率の拡大に関する長期の計画を踏まえ、政令の規定に従い拡大しつつも、支部での最高保険料率の変動ができる限り最小限となるような率とする」ことを要望した。

### 3. 都道府県単位保険料率の変更時期 4月分（5月納付分）から新たな保険料率に変更

- 健康保険料率及び介護保険料率については、平成27年度政府予算案の編成が遅れたため保険料率の改定時期も例年に比べて一か月遅れ、4月分（5月納付分）からとなる見込みである。

参考 5月納付分から保険料率を変更する場合の保険料率計算の考え方

平成27年度の当該支部の医療給付費から、変更月前の都道府県単位保険料率で納付される保険料（4月納付分）を減算した上で、変更月以後の当該支部の総報酬額（5月～翌年3月納付分の保険料のベースとなる4月～翌年2月分）で除して計算する。

$$\begin{array}{ccc} & & \text{27年度医療給付費} \\ & & \boxed{\hspace{10em}} \\ \text{27年度の新しい保険料率} & = & \boxed{\text{4月納付分の保険料（旧保険料率）}} \div \text{総報酬額（4月～翌年2月分）} \end{array}$$

例年の計算方法

$$\text{保険料率} = \frac{\text{当該年度の当該支部の支出（国庫補助等を除く）}}{\text{当該年度の当該支部の総報酬額（前年度3月～当年度2月）}}$$



## 2. 都道府県単位保険料率の算定方法について

第1号  
平均保険料率  
(A)

### 支部療養の給付等

年齢構成の違いに伴う医療費の差や、所得水準の違いに起因する財政力の差を、都道府県間で相互に調整する

(支部療養の給付等 ± 年齢調整 ± 所得調整) ÷ 福島支部の総報酬額

・年齢構成の高い都道府県支部  
→ 保険料率が下がる  
・年齢構成の低い都道府県支部  
→ 保険料率が上がる

・所得水準の高い都道府県  
→ 保険料率が上がる  
・所得水準の低い都道府県  
→ 保険料率が下がる

第2号  
平均保険料率(B)

### 後期高齢者支援金等、全国一律に賦課される額

前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者給付拠出金 等

第3号  
平均保険料率(C)

### 支部の保健事業等に要する費用の額、準備金の積立ての予定額のうち協会が定める額

業務経費・一般管理費、貸付金、雑支出、特別計上分 等

収入等見込額  
相当率(D)

### 健康保険事業に要する費用のための収入等のうち支部ごとに協会が定める額

貸付金返済収入、雑収入、後期高齢者制度円滑に係る補助金 等

都道府県単位保険料率  
(A) + (B) + (C) - (D)

料率の調整

#### 【激変緩和措置】

都道府県毎の保険料率への円滑な移行のため、平成32年3月までは激変緩和措置を講じた上で保険料率を設定する。具体的内容は国の政令で定められており、実際の保険料率と全国平均の保険料率との差が調整される。

【その他の調整】災害等特殊事情について、適切な調整を行う。

本算出に使用する費用の見込額又は被保険者数等の見込数については、前々年度の額又は数等を勘案して協会が定めるものとする。  
(厚生労働省令)

### 3. 27年度福島支部保険料率について

	福島支部	全国
(A)第1号保険料率	5.17%	5.22%
(B)第2号保険料率	4.31%	4.31%
(C)第3号保険料率	0.49%	0.49%
・共通料率分 (特別計上及び25年度精算分を除く)	0.49%	0.49%
・特別計上分	0.00%	-
・25年度精算分(収支差がマイナス)	0.00%	-
(D)収入等見込み額相当率	0.04%	0.01%
・共通料率分 (特別計上及び25年度精算分を除く)	0.01%	0.01%
・25年度精算分(収支差がプラス)	0.03%	-
・要精算分	0.00%	-
<b>保険料率 (A)+(B)+(C) - (D)</b>	<b>9.92%</b>	<b>10.00%</b>

端数整理のため、計数が整合しない

## 4. 支部療養の給付等に係る調整

## 年齢調整額について

平均よりも年齢構成が低い場合は加算する(料率が上がる)

全国平均の年齢階級別の加入者1人  
当たりの給付費に、支部の加入者の  
年齢構成を全国平均とした場合の年齢  
階級別の加入者数を乗じた額  
(= 全国平均の加入者1人当たり給付費  
に、支部の加入者数を乗じた額)

$$\begin{array}{l} \text{全国平均の年齢階級別の} \\ \text{加入者1人当たり給付費} \\ 112,739\text{円 (A)} \quad \times \quad \text{福島支部加入者数} \\ 643,085\text{人 (B)} \\ \\ = \quad \mathbf{72,501\text{百万円}} \end{array}$$

したがって、

- = 218百万円を加算する

全国平均の年齢階級別の加入者1人  
当たり給付費に、支部の年齢階級別の  
加入者数を乗じた額

**72,283百万円**

年齢階層	福島支部年齢階級別加入者数 (A)	年齢階級別加入者1人当たり医療給付費 (全国平均) (B)	医療給付費 (A × B) (百万円)
0歳～4	32,221人	172,112円	5,546百万円
5～9	35,188人	82,756円	2,912百万円
10～14	38,821人	58,634円	2,276百万円
15～19	42,557人	48,080円	2,046百万円
20～24	46,220人	48,583円	2,246百万円
25～29	49,592人	60,412円	2,996百万円
30～34	52,015人	68,902円	3,584百万円
35～39	56,979人	74,231円	4,230百万円
40～44	52,039人	81,777円	4,256百万円
45～49	47,809人	101,476円	4,851百万円
50～54	52,801人	129,868円	6,857百万円
55～59	54,612人	164,823円	9,001百万円
60～64	49,788人	212,931円	10,602百万円
65～69	20,829人	279,113円	5,814百万円
70～74	11,614人	436,312円	5,067百万円
合計	643,085人 (B)	112,739円 (A)	<b>72,283百万円</b>

端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 5. 支部療養の給付等に係る調整 所得調整額について

平均よりも総報酬額が低い場合は減算する(料率が下がる)

全国の給付費の総計を支部毎の  
総報酬額で按分した額

$$\begin{array}{l} \text{全国の給付費総計} \\ 4兆1,005億54百万円 \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{福島支部総報酬額} \\ 1兆3,096億62百万円 \end{array}}{\begin{array}{l} \text{全国の総報酬額} \\ 78兆4,845億68百万円 \end{array}} = \begin{array}{c} \text{68,425百万円} \end{array}$$

全国平均の年齢階級別の加入者1人当たりの給付費に、  
支部の加入者の年齢構成を全国平均とした場合の年齢階級  
別の加入者数を乗じた額  
(= 全国平均の加入者1人当たり給付費に、支部の加入者数  
を乗じた額)

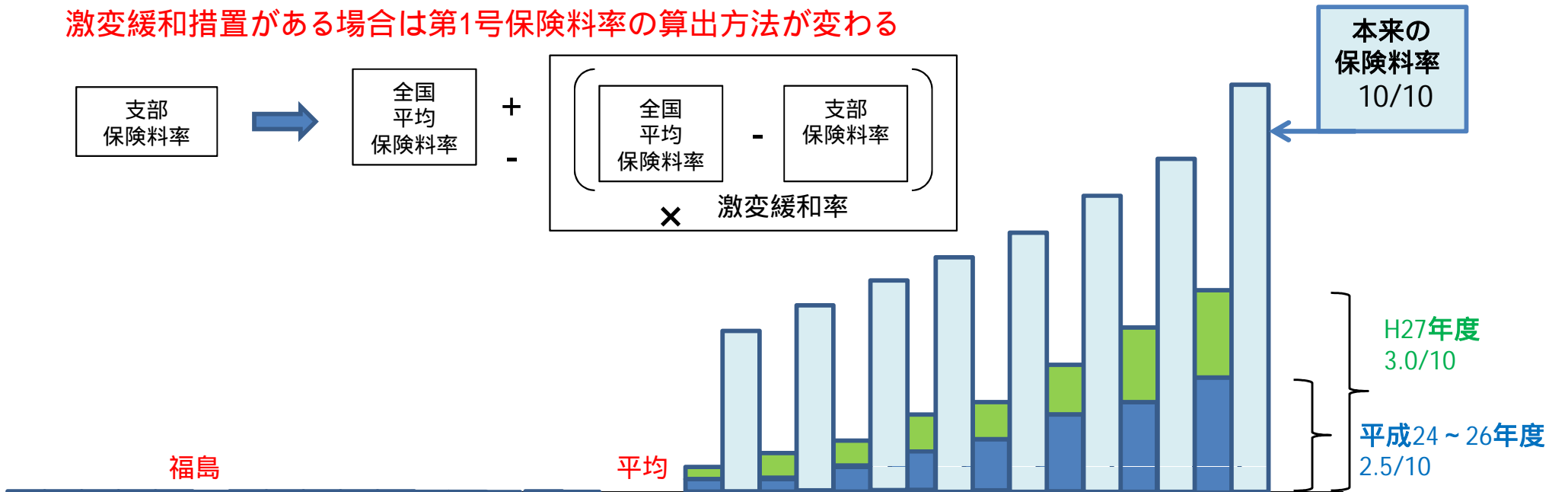
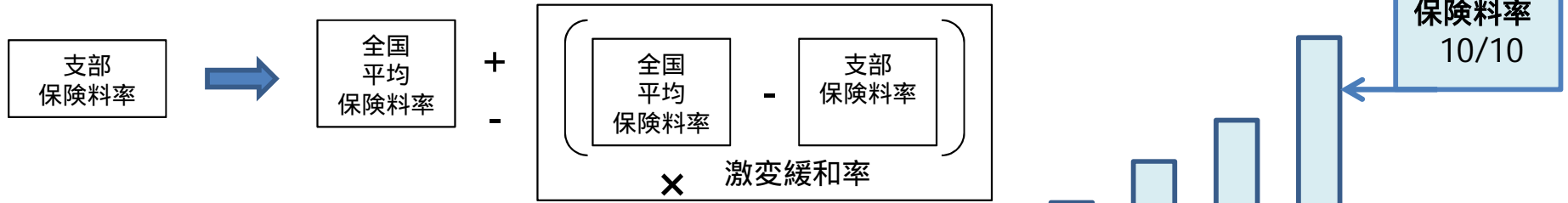
72,501百万円

したがって、

- = 4,076百万円を減算する

# 6. 第1号保険料率に係る激変緩和措置について

激変緩和措置がある場合は第1号保険料率の算出方法が変わる



$$\left\{ \begin{array}{l} \text{福島支部} \\ \text{医療給付費} \\ \text{(年齢・所得} \\ \text{調整後)} \\ 66,107\text{百万円} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{変更月前の} \\ \text{激変緩和} \\ \text{所要額} \\ \text{(福島支部)} \\ 267\text{百万円} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{変更月前の} \\ \text{総報酬額} \\ \text{(福島支部)} \\ 96,495\text{百万円} \end{array} \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{変更月前の第1号} \\ \text{保険料率} \\ \text{(激変緩和措置後)} \\ \text{(福島支部)} \\ 5.20911\% \end{array} \right\} \div \left\{ \begin{array}{l} \text{変更月後の} \\ \text{総報酬額} \\ \text{(福島支部)} \\ 1,213,167\text{百万円} \end{array} \right\}$$

= 5.05675% (変更月後第1号保険料率(激変緩和措置前))

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{変更月後の} \\ \text{第1号保険料率} \\ \text{(全国平均)} \\ 5.21858\% \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{変更月後} \\ \text{第1号保険料率} \\ \text{(激変緩和措置前)} \\ \text{(福島支部)} \\ 5.05675\% \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{変更月後の} \\ \text{第1号保険料率} \\ \text{(全国平均)} \\ 5.21858\% \end{array} \right\} \times \text{激変緩和率} \\ 3.0/10$$

= 5.17003% (激変緩和後第1号保険料率)

## 7. 福島支部保険料率の算定に係る基礎データについて

(単位:百万円)

項目	協会けんぽ全体	福島支部 (a)	(参考)平成26年度 福島支部 (b)	(a-b)
総報酬額 (A)	78,484,568	1,309,662	1,214,958	94,704
・変更月前総報酬額	5,771,661	96,495	-	-
・変更月後総報酬額	72,712,906	1,213,167	-	-
第1号経費 (B)	4,100,554	66,107	59,908	6,199
・医療給付費 (国庫補助を除く)	4,100,554	69,964	65,229	4,735
・年齢調整額	-	218	347	129
・所得調整額	-	4,076	5,668	1,592
第2号経費 (C)	3,396,245	56,673	55,607	1,066
・現金給付費等 (国庫補助、日雇拠出金を除く)	356,943	5,956	5,778	178
・拠出金等 (国庫補助を除く)	3,039,302	50,716	49,829	887
・前期高齢者納付金	1,259,555	21,018	16,982	4,036
・後期高齢者支援金	1,613,509	26,924	27,709	785
・退職者給付拠出金	166,186	2,773	5,137	2,364
・老人保健拠出金	51	1	1	0
・病床転換支援金	0	0	0	0
第3号経費 (D)	368,137	6,143	2,825	3,318
・協会業務経費・一般管理費 (国庫補助を除く)	143,930	2,402	2,444	42
・貸付金	351	6	12	6
・雑支出	2,165	36	38	2
・借入利息	0	0	0	0
・借入金償還 (利子分を除く)	0	0	0	0
・準備金積み立て	200,052	3,338	0	3,338
・事務経費・雑支出 (国)	21,640	361	331	30
その他収入 (E)	16,616	277	346	265
・貸付金返済収入	351	6	12	6
・雑収入	11,943	199	215	16
・出産育児一時金見直しに係る国庫補助	0	0	0	0
・日雇特例被保険者保険料収入	3,516	59	54	5
・高齢者医療制度円滑に係る国庫補助	806	13	2	11
・雑収入等 (国)	0	0	63	63
・準備金取崩し	-	-	-	-

医療給付費については、平成25年度実績をベースに東日本大震災に伴う窓口負担減免措置による一部負担免除額及び波及増分に係る額(約11.0億円)を控除して算出。端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

・協会けんぽの収支見込み、及び  
平成27年度都道府県別保険料率に  
ついて(介護分)

## 協会けんぽの収支見込み(介護分)

(単位:億円)

		25年度	26年度	27年度	備 考
		決算	27年1月時点の見込み	政府予算案に基づく見込み	
収 入	保険料収入	6,664	7,666	7,281	<b>26年度保険料率: 1.72%</b> <b>27年度保険料率: ※ 1.58%</b> <small>※27年5月納付分から適用 (27年4月納付分は26年度と同率)</small>
	国庫補助等	1,351	1,471	1,471	
	その他	0	0	0	
	計	8,015	9,136	8,752	
支 出	介護納付金	8,243	8,967	8,972	介護納付金対前年度比 ⇒ +5
	その他	0	0	0	
	計	8,243	8,967	8,972	
単年度収支差		▲ 228	169	▲ 220	
準備金残高		61	230	10	

- (注) 1. 協会会計と国会計を合算して作成したもの。  
 2. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。



# 平成27年度の介護保険料率について

各年度の介護保険料率については、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額の総額の見込額}}$$

現行の介護保険料率

1.72%

0.14%  
引き下げ



平成27年4月分  
(5月納付分)

1.58%

任意継続被保険者にとっては、平成27年5月分～

平成27年度の介護保険料率は、26年度末に見込まれる剰余分(230億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.58%とする。

・保険料率に係る広報の対応について

# 平成27年度 保険料率改定に係る広報の対応について

## 基本方針

平成27年度の健康保険料率及び介護保険料率については、平成27年度政府予算案の編成が遅れたため、保険料率の改定時期も例年に比べて一か月遅れる見通しである。

また、激変緩和率の引き上げにより都道府県単位保険料率が変更となる場合、支部によって、保険料率が上がる、下がる、据置きのパターンが混在することから、加入者・事業主の方々へ積極的かつ細やかに広報する必要がある。

## 具体策

例年、2月の納入告知書に料額表を同封していたが、今年度は3月の納入告知書に同封する。

なお、2月の納入告知書等で、加入者・事業主の方々へ保険料率の改定スケジュール等について周知広報を行う。

激変緩和率の引上げにより都道府県単位保険料率が変わる場合、本部において全支部一律にリーフレットやポスターの作成、新聞広告の掲載を実施する。

# 平成27年度保険料率改定に係る広報スケジュール

5月納付分から改定する前提

平成27年1月

2月

3月

4月

ホームページ  
メールマガジン

【1月下旬～2月上旬】  
料率改定遅れを告知

1/30 運営委員会を受け、  
本部ホームページ及びメ  
ルマガにお知らせを掲載

【2月下旬】  
料率の見通しを告知

2/18 運営委員会を受け、  
本部ホームページ及びメ  
ルマガにお知らせを掲載

料率認可

【3月上旬～】  
料率についてわかりやすく説明

認可を受けて、本部ホームページに料額表を掲載

< 関係団体等 >  
都道府県・市区町村・  
事業主訪問等

【3月上旬～】

事業主・事業主団体、健康保険委員の集まる機会を活用したきめ細かな説明  
都道府県や市区町村、中小企業団体中央会や商工会等関係団体の広報誌への掲載依頼  
地方紙への記事掲載のための情報提供(投込み、など)

加入者・事業主への  
お知らせ

2月納入告知書  
へチラシ同封

料率改定遅れを広報

3月納入告知書  
へ料額表同封

事業所へ  
リーフレット直送

新聞広告  
掲載

支部での各種広報  
(特別広報経費)

ポスター

支部窓口に掲示、関係団体等に送付

(注1) 本部から提示した案を参考に支部で作成  
(注2) 作成は本部、配布は支部で行う

(注3) 業務・システム刷新のサービスインの時期によっては、本部/支部での実施が変わる場合がある

任意継続加入者  
へのお知らせ

任継加入者へ  
リーフレット直送

任継口振者へ  
改定通知送付

前納納付書を  
対象者に送付

任継納付書へ  
チラシ同封

任継納付書へ  
チラシ同封

1/30より後の新規取得者分

本部実施

支部実施

(注3)